



東京税理士会データ通信協同組合情報事業資料

顧客に対し付与したポイントの債務確定は充当の時

～自己発行ポイントの損金算入時期～

「収益認識に関する会計基準」（監査対象法人は2021年4月1日以後開始する事業年度から強制適用）の導入に伴い、平成30年度税制改正により、法人税における収益の認識時期等についての通達が改正され、一定の要件に該当する自己発行ポイント等の収益計上単位について、当初の資産の販売等とは別の取引の収入として前受けとすることができるとする法人税基本通達2-1-1の7が新設されました。

今回は、改正前の事例ですが、自己発行ポイントの損金算入時期について争った事例を紹介します。（平成29年10月17日裁決・棄却・TAINSコード：F0-2-798）

∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞

<事案の概要>

請求人が、顧客の商品等の購入金額に応じて付与したポイントの数に相当する金額を付与した日の属する事業年度の損金の額に算入するなどして、法人税等の申告をしたところ、原処分庁が、ポイントに関して請求人の負う債務は、これを付与した時に確定しておらず、顧客がポイントを使用した時に確定したなどとして、法人税等の更正処分等をしたのに対し、請求人が、ポイントの付与時には債務が確定しているなどとして、これらの処分の全部の取消しを求めた事案です。

<審判所の判断>

- 1 法人税基本通達2-2-12は、事業年度終了の日までに債務が確定しているものとは、事業年度終了の日までに、①当該費用に係る債務が成立していること、②債務に基づいて具体的な給付をすべき原因となる事実が発生していること、③その金額を合理的に算定することができるものであることの三要件の全てに該当することを要するものとしている。
- 2 本件ポイントを付与された会員は、ポイント充当等ができるのは、次回以降に商品等を購入するとき、又はポイントの累積数が〇〇以上であったときとなる。したがって、会員に対して付与したポイントの使用に要する費用に係る債務については、ポイント充当等をした時に初めて当該債務に係る内容等が具体的になるのであって、このときに具体的な給付原因となる事実が発生するという事となり、本件ポイントを付与した時に具体的な給付原因となる事実が発生しているとはいえない。
- 3 当該事業年度終了の日までに債務が確定しているものとは、当該事業年度終了の日までに、基本通達2-2-12に定める①ないし③の三要件の全てに該当することを要するものと解されているところ、請求人が本件ポイントを付与した時において、②の要件である具体的な給付原因となる事実が発生しているとは認めることはできない。そして、実際に充当する金額等も決定し、会員に対して付与したポイントの使用に要する費用に係る債務が基本通達2-2-12に定める要件の全てに該当して確定するのは、請求人が会員のポイント充当等をした時である。
- 4 請求人が会員に対して付与したポイントについては、その付与したポイントに相当する金額が、当該付与時に損金の額に算入されるのではなく、ポイント充当等をしたポイントに相当する金額が、これらをした日の属する事業年度の損金の額に算入されることとなる。
- 5 したがって、各更正処分及び各賦課決定処分は適法である。

(税法データベース編集室 大高由美子)

◇以上の裁決について詳細（全文・A4判11頁）が必要な方は、送料実費とも2,000円（税抜）で頒布しますので下記あてご一報ください。

JUSTAX 第307号(平成31年2月10日号)/編集・発行 東京税理士会データ通信協同組合・広報部
〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-10-9 更生保護会館/TEL(03)3350-6300 FAX (03)3350-4628